

川崎市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図ることを目的として設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協議会は、全市を統括する協議会（以下「市協議会」という。）及び各区に設置する協議会（以下「区協議会」という。）で構成する。

- 2 市協議会の名称は、「川崎市地域自立支援協議会」とする。
- 3 区協議会の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

(所掌事項)

第3条 市協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区協議会の統括
- (2) 区協議会の活動を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議
- (3) 市全体の相談支援体制に関する協議
- (4) 神奈川県障害者自立支援協議会との調整
- (5) その他、必要と認められる事項

(構成)

第4条 市協議会は、区協議会の代表者、関係機関、当事者、学識経験者及び市職員、その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者を委員として構成する。

(任期)

第5条 市協議会の委員の任期は、1年を越えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 市協議会に会長及び副会長各1人を置き、市協議会の委員の互選により定める。

- 2 会長は、市協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する

(市全体会議)

第7条 市全体会議は、市協議会の所掌事務について協議調整を行う。

- 2 市全体会議は、市協議会会長が招集し、その議長となる。
- 3 市全体会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 市全体会議は、原則傍聴を可とし、傍聴を希望する者は、事前に市協議会会長に申し出るものとする。

(事務局会議)

第8条 市協議会の円滑な運営を図るため、事務局会議を置く。

- 2 事務局会議は、基幹相談支援センター、市健康福祉局地域包括ケア推進室及び各区地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)、その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(専門部会)

第9条 市協議会は、第3条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について調査・研究等を行う必要があると認められるときは、専門部会を置くことができる。

(報告)

第10条 市協議会は、協議会全体の活動について、川崎市障害者施策審議会に報告しなければならない。

- 2 区協議会は、区協議会の活動について、市協議会に報告しなければならない。

(個人情報)

第11条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(市協議会所管)

第12条 市協議会の所管は、市健康福祉局地域包括ケア推進室とし、市協議会の運営に必要な庶務を行う。

- 2 前項の規定に関わらず、市協議会の運営の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

本要綱は、平成18年8月1日をもって施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。